

別紙第2

勸 告

次の事項を実現するため、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）、一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成9年法律第65号）及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成12年法律第125号）を改正することを勧告する。

なお、人事院は、Iの3の措置について、民間における特別給の支給状況を調査し、別途、勧告することとする。

I 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置に係る改正

1 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当の支給割合は、一般職の職員の給与に関する法律第19条の4第2項及び第3項並びに第19条の7第2項の規定にかかわらず、次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める月数分とすること。

(1) (2)及び(3)に掲げる職員以外の職員 1.25月分（特定幹部職員にあっては、1.1月分）及び0.7月分（特定幹部職員にあっては、0.85月分）

(2) 再任用職員（指定職俸給表の適用を受ける職員を除く。） 0.7月分（特定幹部職員にあっては、0.6月分）及び0.3月分（特定幹部職員にあっては、0.4月分）

(3) 指定職俸給表の適用を受ける職員 0.7月分（再任用職員にあっては、

0.35月分)及び0.75月分(再任用職員にあつては、0.4月分)

- 2 平成21年6月に支給する一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律第3条第1項又は一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律第3条第1項の規定により任期を定めて採用された職員の期末手当の支給割合は、一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律第7条第2項又は一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律第8条第2項の規定により読み替えて適用する一般職の職員の給与に関する法律第19条の4第2項の規定にかかわらず、
 - 1.45月分とすること。
- 3 本来平成21年6月に支給すべきものとして一般職の職員の給与に関する法律に定められている期末手当及び勤勉手当の支給割合と1及び2による期末手当及び勤勉手当の支給割合との差に相当する支給割合の期末手当及び勤勉手当の取扱いについて、必要な措置を講ずること。

Ⅱ 指定職俸給表の適用を受ける職員の特別給に勤務実績を適切に反映するための改正

- 1 指定職俸給表の適用を受ける職員に対し、期末手当及び勤勉手当を支給すること。
- 2 6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.75月分及び0.9月分(再任用職員にあつては、それぞれ0.4月分及び0.5月分)とすること。
- 3 指定職俸給表の適用を受ける職員に対して支給する勤勉手当の総額は、各庁の長又はその委任を受けた者に所属する当該職員の勤勉手当基礎額に100分の85(再任用職員にあつては、100分の45)を乗じて得た額の総額を

超えてはならないこと。

4 期末特別手当は廃止することとし、これに伴う所要の改正を行うこと。

Ⅲ 実施時期

この勧告を実施するための法律の公布の日